

ID: 243

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水装置工事の承認		
例規名 根拠条項	旭市水道事業給水条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第154号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (工事の承認)</p> <p>第4条 給水装置工事(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 既設の給水装置を利用する場合は、あらかじめ市長の検査を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	旭市水道事業給水条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第154号		
【基準】 第7条の規定による。 (設計審査及び工事検査) 第7条 第4条第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行う場合は、工事の施行前に市長の設計審査を受け、かつ、工事完成後に市長の工事検査を受けなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水申込納付金の還付承認		
例規名 根拠条項	旭市水道事業給水条例 第31条第5項ただし書		
例規番号	平成17年条例第154号		
<p>【基準】 第31条の規定による。 (給水申込納付金) 第31条 給水装置を新設し、又は改造(量水器の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)しようとする者(第28条第1項に規定する者を除く。)は、市長に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、新量水器口径に係る納付金の額と旧量水器口径に係る納付金の額の差額とする。</p> <p>2 第17条第3項の規定により受水槽に接続する装置に市長が量水器を設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。</p> <p>3 納付金は、別表第3に掲げる額とする。</p> <p>4 納付金は、給水装置工事の申込みの際、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 既納の納付金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金、手数料又は納付金の減免		
例規名 根拠条項	旭市水道事業給水条例 第32条		
例規番号	平成17年条例第154号		
<p>【基準】 第32条の規定による。 (料金、手数料又は納付金の減免) 第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に基づき納付しなければならない料金、手数料又は納付金を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定書の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	旭市指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程 第2条第1項及び第5項		
例規番号	令和3年公営企業管理規程第20号		
【基準】	<p>第2条の規定による。 (指定給水装置工事事業者指定書)</p> <p>第2条 市長は、法第25条の2第1項又は第25条の3の2第1項の規定による申請があった場合で、指定事業者の指定又は指定の更新をしたときは、旭市指定給水装置工事事業者指定書(別記様式。以下「指定書」という。)を交付する。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止しようとするとき又は指定の取消しを受けたときは、市長に指定書を返納するものとする。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、事業を休止しようとするとき又は指定を停止されたときは、市長に指定書を提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき又は指定の停止期間が経過したときは、指定書を返還するものとする。</p> <p>5 指定給水装置工事事業者は、指定書を汚損し、又は紛失したときは、再交付を求めることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第123号		
【基準】	<p>第8条及び旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第13条の規定による。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが必要であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 前項の負担金の徴収猶予に関する基準は、規程で定める。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第13条 条例第8条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申告書の提出の際又は徴収猶予の理由が発生した日から14日以内に、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(第8号様式)に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、徴収猶予の可否を決定し、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予決定(却下)通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 負担金の徴収猶予の基準は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>4 負担金の徴収猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、徴収猶予を取り消し、旭市公共下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(第11号様式)により、当該受益者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名根拠条項	旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例 第9条第2項		
例規番号	平成17年条例第123号		
【基準】	<p>第9条及び旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第14条の規定による。 (負担金の減免等)</p> <p>第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>3 前項の負担金の減免に関する基準は、規程で定める。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第14条 条例第9条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申告書の提出の際又は減免の理由が発生した日から14日以内に、旭市公共下水道事業受益者負担金減免申請書(第12号様式)に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、旭市公共下水道事業受益者負担金減免決定(却下)通知書(第13号様式)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 負担金の減免基準は、別表第3に定めるところによる。</p> <p>4 負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、旭市公共下水道事業受益者負担金減免理由消滅届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は減免の理由が消滅したと認めるときは、その事由が発生した日以後の納期に係る負担金について、減免を取り消し、旭市公共下水道事業受益者負担金減免取消通知書(第15号様式)により当該受益者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第123号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (延滞金) 第11条 市長は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の事由があると認められるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免		
例規名根拠条項	旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 第5条第2項		
例規番号	令和元年条例第31号		
【基準】	<p>第5条及び旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程第9条の規定による。 (分担金の減免等)</p> <p>第5条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>3 前項の分担金の減免に関する基準は、規程で定める。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第9条 条例第5条第2項の規定より分担金の減免を受けようとする者は、第3条第1項の規定による旭市公共下水道区域外流入分担金の決定があった日から7日以内に、旭市公共下水道区域外流入分担金減免申請書(第6号様式)に減免を受けようとする理由を記載し、当該理由に係る証明書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して減免の可否を決定し、旭市公共下水道区域外流入分担金減免決定(却下)通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 分担金の減免基準は、負担金の例による。</p> <p>4 分担金の減免を受けた者は、減免理由が消滅したときは、旭市公共下水道区域外流入分担金減免理由消滅届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は減免の理由が消滅したと認めるときは、減免を取り消し、旭市公共下水道区域外流入分担金減免取消通知書(第9号様式)により当該受益者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の設置延期の許可		
例規名 根拠条項	旭市下水道条例 第3条ただし書		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	第3条の規定による。 (排水設備の設置) 第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から1年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の理由により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	旭市下水道条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その必要について書面により届け出て、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。</p>		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の工事の検査		
例規名 根拠条項	旭市下水道条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規程で定める検査済証を交付するものとする。</p>		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	旭市下水道条例 第27条第1項		
例規番号	平成17年条例第124号		
<p>【基準】 第27条の規定による。 (占有) 第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとするものは、規程で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 市は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。</p> <p>3 前項の占有料については、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)第2条の規定を準用する。この場合において、同条例別表第1中「道路占有料」とあるのを「下水道占有料」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	旭市下水道条例 第31条		
例規番号	平成17年条例第124号		
<p>【基準】</p> <p>第31条及び旭市下水道条例施行規程第27条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第31条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等又は延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第27条 条例第31条の規定による使用料等の減額又は免除を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 天災その他の災害を受け、支払が困難であると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める者</p> <p>2 前項の規定による使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、旭市公共下水道使用料等減免申請書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、旭市公共下水道使用料等減免決定(却下)通知書(第22号様式)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店証の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	旭市下水道排水設備指定工事店の指定等に関する規程 第5条第1項及び第3項		
例規番号	令和3年公営企業管理規程第30号		
【基準】	<p>第3条及び第5条の規定による。 (指定工事店の指定)</p> <p>第3条 条例第6条に規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1人以上専属していること。</p> <p>(2) 千葉県内に営業所があること。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者(法人にあっては、代表者)が成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者であって復権していない場合</p> <p>イ 工事業者(法人にあっては、代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>ウ 工事業者が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をし、又はそのおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>2 前項第3号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。 (指定工事店証)</p> <p>第5条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、旭市下水道排水設備指定工事店証(第4号様式。以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに旭市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間、指定工事店証を返納しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	旭市下水道排水設備指定工事店の指定等に関する規程 第8条第1項		
例規番号	令和3年公営企業管理規程第30号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第8条 指定工事店が指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、有効期間満了の15日前までに旭市下水道排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第3条、第4条第3項及び第5条第1項の規定は、前項の指定の更新に準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の接続等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第109号		
【基準】 第9条の規定による。 (排水設備の接続等の計画の確認) 第9条 排水設備の接続等を行おうとする者は、あらかじめその計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の工事の検査		
例規名 根拠条項	旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第109号		
【基準】	第12条の規定による。 (排水設備の工事の検査) 第12条 排水設備の接続等を行った者は、規程で定めるところにより、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出し、検査を受けなければならない。		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収猶予及び減免		
例規名根拠条項	旭市農業集落排水事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第110号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の徴収猶予及び減免) 第5条 市長は、受益者が災害その他特別の理由により、分担金を納入することが困難であると認めたときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。 2 市長は、集会所及び公共性の高い施設の分担金を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日